



休暇制度の改定について

～ワーク・ライフ・バランスを積極的に進めます～



百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、働きがいと働きやすさの両立により、職員のウェルビーイングの更なる向上を図るため、下記のとおり休暇制度の改定を行いますのでお知らせします。

記

1. 「看護休暇」の改定

当行は、働きやすい職場環境の整備に取り組みワーク・ライフ・バランスを積極的に進めるため、「看護休暇」の取得要件を緩和しました。

男女ともに育児・家事を担いつつ、希望に応じた仕事やキャリア形成が目指せるよう、引き続き仕事と育児の両立支援策を充実させてまいります。

「看護休暇」変更内容

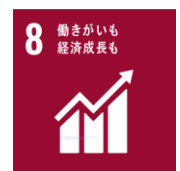
	(変更前)	(変更後)
名 称	看護休暇	子の看護等休暇
対象となる子	小学校就学前の子	小学校3年生修了前の子
目 的	負傷若しくは疾病にかかった子の世話、または予防接種や健康診断を受けさせるため	左記に加えて、学級閉鎖時や入園式等の子の行事参加にも利用可能

2. 「時間単位での年次有給休暇」の導入

育児・介護や職員の健康増進などさまざまな事情に合わせて柔軟に対応できるよう、年間5日間（40時間）まで年次有給休暇を1時間単位で取得可能とします。職員個々の事情で柔軟に年次有給休暇の取得ができる制度を構築し、引き続き働きやすい職場環境の整備につとめてまいります。

3. 実施日

2024年4月1日（月）



以上